

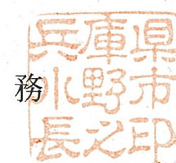
小野市公告第49号

総合体育館プール キャッシュレス券売機等導入
業務公募型プロポーザルの実施について

キャッシュレス券売機等導入業務の受託者を選定するため、公募型プロポーザルを実施します。

令和5年10月25日

小野市長 蓬 萊



1 業務名

総合体育館プール キャッシュレス券売機等導入

2 参加表明書受付期間

令和5年10月26日から令和5年11月7日

3 参加資格要件

券売機、POSレジ、入退場ゲート、売上管理システム（クラウドサービス可）の提供事業者については、参加表明提出時に小野市入札参加資格者名簿に登録されている者で、次の各号の全ての要件を満たすものとする。ただし、決済サービス等の提供を行う協力会社については、

(1) (7)の要件は課さない。

(1) 本市の物品・役務等の入札参加資格審査申請書を提出し、物品・役務の提供等登録業者名簿に登載されていること。

(2) プロポーザル参加資格の確認時点及びそれより後プロポーザル審査結果の通知日までの間において、本市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない又は指名停止を受けることとなる事実が確認されていないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7

7号)に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれら密接な関係を有するものでないこと。

(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規程に基づく精算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規程に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

(7) 契約締結に際し、小野市契約規則(昭和44年小野市規則第14号)第28条に定める契約保証金を納付できること。または、同条第1号に定める本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結すること。

※契約保証金は契約金額の10%以上。契約保証金の免除規定はあるが、納付又は履行保証保険を前提として参加すること。

(8) 仕様書の要件一覧表(別紙1)の必須項目に全て対応していること。